

報告第 19 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、訴えの提起について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 12 月 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、児童扶養手当過払金返還債務の
弁済に関する訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

令和6年10月22日

足立区長 近 藤 弥 生

訴えの提起について

足立区は、下記により松戸簡易裁判所に対し、訴えの提起をする。

1 相手方

千葉県鎌ヶ谷市在住者

2 訴えの要旨

足立区は、児童扶養手当過払金を返還しない相手方に対し、次のとおり請求する。

- (1) 未償還金 390,078 円の支払
- (2) (1)に対する遅延損害金の支払
- (3) 訴訟費用の支払

3 訴訟の遂行方針

弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行する。